別表六(十八)の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削る。

別表六(十九)の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第２号を次のように改める。

⑶　当該事業年度が令和９年４月１日以後に開始する事業年度である場合

別表六(二十一)の記載要領第３号中「⑴から⑷までに」を「次に」に改め、「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。⑸において「令和２年改正法」という。）附則第115条第１項（第16条の規定による改正に伴う地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する要件適格連結法人の⑸から⑼までに掲げる規定の適用を受けた連結事業年度」を削り、同号⑸から⑼までを削る。

別表六(二十二)の表を次のように改める。